

教員の懲戒処分について

静岡大学は、本日、男性准教授 1 名に対し、国立大学法人静岡大学教職員就業規則に基づき、停職 3 か月の懲戒処分を行いました。

この教員は、令和 6 年 8 月、東京都渋谷区の商業施設や野外通路において、複数の女性の全身や脚などをスマートフォンで撮影し、警察から任意聴取を受け、その後不送致処分となりました。この教員の行為は、国立大学法人静岡大学教職員就業規則に規定する懲戒事由に該当することから、学内諸手続きを経て懲戒処分を行ったものであります。

大学全体で教職員の倫理意識の向上を図り、行動規範の徹底に努めている中でこのような事態が発覚したことは、誠に遺憾であります。

今後、こうしたことが再び起こることのないよう全教職員に求めるとともに、学長としての使命と責任の重さを十分に自覚し、このような事案の再発防止と信頼回復に向けて、大学の組織全体として一層の努力を続けていく所存です。

令和 7 年 3 月 2 6 日

静岡大学長 日詰 一幸